

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

期 間 自 令和6年4月1日
至 令和16年3月31日

鶴 居 村

1. 概要

森林は、木材生産に限らず、国土の保全に役立つとともに水源かん養や大気の浄化、生活環境の保全などの公益的機能を有し、日常生活においても様々な役割を果たしています。

この森林が有する公益的機能を維持するため適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

国は、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設し、都道府県及び市町村が実施する森林の整備やその促進に関する施策の財源に充てることとしています。

このうち「森林環境譲与税」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定によりその用途が限定されており、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされています。

村では、森林が有する公益的機能の持続的な発揮に向け、これまで国や道の森林の整備事業予算、村単独予算などにより森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の不在村化、相続による世代交代などの影響により、整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

今後も森林環境譲与税の活用によって、森林の有する公益的機能の発揮に努めるとともに、地域の課題に対応した効果的な施策を進め、その施策が村民に広く認知されるようにこの基本方針を定め、適切に運用していくことが必要となります。

2. 基本方針の期間

基本方針の期間は、現行の村森林整備計画の計画期間が令和4年度から令和13年度の10年間であることを踏まえ、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、森林の現況や制度変更により変動が生じることを鑑み、5年毎に見直しを行います。

3. 現状分析

本村は、北海道東部の釧路管内のほぼ中央、雄阿寒岳東南の山麓に位置し、東は標茶町、北西は釧路市阿寒町と弟子屈町、南は釧路湿原をはさんで釧路市と釧路町に接しています。

本村の総面積は57,180haであり、森林面積は36,619haで、総面積の64%を占めています。民有林面積は、22,877haで、その内訳は私有林19,770ha、村有林3,107haとなっています。

民有林のうち、トドマツ及びカラマツを主体とした人工林の面積は7,221haであり、人工林率は32%で全道平均より下回っています。年齢構成では7年齢以下の人工林が4,479haで

62%を占めており、今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要です。

総面積の64%を占める森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっております。

今後は、森林整備計画の対象となっている森林を中心に林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに計画的な伐採と作業路網の整備を推進することが必要です。

4. 施策の方針

(1) 森林整備の推進

本村の私有林等では、森林経営計画を策定している森林は7割を超えており、計画的な森林の整備が進められています。そのため、これまで整備することのできなかつた森林の整備、作業効率を向上させるための路網の整備・改良、森林所有者の世代交代や不在村者に対する意見集約など、森林環境譲与税を活用して森林の整備をより一層推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取り組みを進めます。

(2) 人材育成・担い手確保

村内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業者登録制度に登録している事業者は1事業者ですが、下請事業者の減少などにより業務量が増加する一方で、新規就業者の確保が難しい状況にあります。そのため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。

(3) 木材利用の促進

村内のカラマツなどの人工林資源は利用期を迎える中、伐採木は、村地域資源循環活用施設においておが粉等の生産に利用される他、近隣市町村の製材所等へ出荷されています。

そのため、当該施設の適切な管理運営のための取組を図る他、将来的な施設更新費用を確保するため積立を行います。

また、国産や道産の木材を活用した公共施設の木質化や備品導入などを図り、地域材を中心とした木材利用の促進を図ります。

4 普及啓発

森林の有する多面的機能の必要性などについて、村民はもとより都市住民の理解促進を図るため、村有林を活用した森林環境教育や植樹活動を実施する他、都市住民と交流する木育活動などを進めます。